

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんのために
難聴児の補聴器購入費等の助成のご案内

難聴児の保護者に補聴器購入費用等の一部を助成します。

対象 次の要件を全て満たす方

- ・町内に住所を有する18歳未満の児童
- ・両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満の児童
- ・補聴器の装用が必要であると医師が判断する児童
- ・市町村民税所得割額が46万円以上の者がいない世帯に属する方
- ・他の法令等に基づき補聴器購入等の助成を受けていない方

助成額 基準額の範囲内で購入もしくは修理に要した費用の3分の2の額

※自己負担額は3分の1の額

※購入についての対象経費は、「新規購入費用」または「耐用年数(5年)経過後に補聴器を更新する費用」です。

補聴器購入の助成額

種類	1台当たり基準額
高度難聴用ポケット型	3万4,200円
高度難聴用耳かけ型	4万3,900円
重度難聴用ポケット型	5万5,800円
重度難聴用耳かけ型	6万7,300円
耳あな型(レディメイド)	8万7,000円
耳あな型(オーダーメイド)	13万7,000円
骨導式ポケット型	7万100円
骨導式眼鏡型	12万円

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・補聴器販売業者が作成した見積書
- ・医師の意見書
- ・世帯全員の市町村民税額を確認することができる書類
(申請者同意の上で、本町で税額を確認できる場合は不要)
- 購入前の申請が必要ですので、事前に民生課へお問合せください。

問合せ先 役場 民生課 内線232・169

※「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度用」を含む。



歯の健康講座

海部歯科医師会

「オーラルフレイルって?」

オーラルは口腔(口)という意味を指し、フレイルは衰えるという意味を指します。すなわち、オーラルフレイルとは、口の衰えという意味であり、身体機能が衰えることと同様に、口や口の周りの筋肉や機能が衰えていくことを意味します。

フレイルの怖さは、気付かないうちにだんだんと衰えていくということにあります。症状としては、咀嚼機能低下(口から食べこぼす・食べごたえのある食べ物を避けたり、残したりする)や嚥下機能低下(食べ物や飲み物を飲み込む時に少しでもむせる)、滑舌が悪くなる(個人差はありますが、力行、パ行、ラ行がハッキリと言えなくなる)等が挙げられます。オーラルフレイルがあると、食べ物が食べにくくなることで栄養の不足や偏りが生じます。そして身体機能が低下し滑舌が悪くなると、コミュニケーションが取りにくくなり、結果として社会的に孤立する可能性が高くなります。

すなわち、身体機能の低下によって社会的孤立が進み、その後全身のフレイルやロコモ(運動器症候群)、認知症が発症する恐れがあります。

ではどのように予防すると良いのでしょうか。それは、咀嚼する(噛む)力、嚥下する(飲み込む)力、発音する力の3点を衰えないようにすることです。

入れ歯を使っている場合も同様で、入れ歯自体が合っていない事が考えられます。

入れ歯の有無に関わらず、ぜひ定期的にかかりつけ歯科医を受診し、口腔内のチェックをしておく良いでしょう。